

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ~産業の活性化~
漁業権の免許の優先順位の特例（漁業法の特例）

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることができるよう、被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域(浜)について、「地元漁業者主体の法人」に対して県知事が直接免許を付与することを可能とする。

現行制度

特定区画漁業権

(いかだや生け簀等を使った養殖を行う権利)
下記の優先順位に基づき知事が免許を付与。



第1順位

- ・地元漁協（自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協）
※ 漁業者（組合員）は漁協から漁業を営む権利（行使権）を取得。

第2順位

- ・地元漁民の7割以上を含む法人

第3順位

- ・地元漁民7人以上で構成される法人

第4順位

- ・第2順位、第3順位以外の漁業者及び漁業従事者（法人含む。）

第5順位

- ・新規参入企業等

復興に当たっての課題

○地元漁協の下で、地元漁業者による復興を支援するのが基本。しかし、深刻な被害により、地元漁業者のみでは資金や担い手等の確保が困難なことから、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることを考えなければならない地域も存在。

○このような地域であっても、現行制度の下では、地元漁協が手を挙げれば地元漁民が主体の法人には免許されない仕組み。

○地元漁協の下で外部の企業等と連携し支援を得ようとしても、地域における調整に時間を要し、復興の可能性を失うおそれ。

特例措置の内容

適用区域

被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域(浜)

手続

県による「復興推進計画」の作成

漁業法の特例を適用する具体的な対象地域(浜)及びその必要性、養殖業の再開が困難な実情等を記載。

(※)必要な場合には、「復興推進計画に密接な関係を有する者」を構成員とする「地域協議会」の場で協議・調整。

「復興推進計画」に係る内閣総理大臣の認定

(関係行政機関の長（農林水産大臣）の同意が必要)。
計画の趣旨、具体的な必要性、地域(浜)の設定範囲の妥当性等を確認。

知事による免許審査

現行の優先順位の規定に代わる基準に基づき、第2順位又は第3順位の法人を客観的に審査。

(特例法定基準)

- ① すぐに事業を開始できる具体的な計画がある
- ② 事業を適確に行うに足りる「経理的基礎」及び「技術的能力」がある
- ③ 十分な社会的信用がある
- ④ 地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出等の効果がある
- ⑤ 他の漁業との協調その他水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがない

基準に合致する者がいる場合

地元漁民の7割以上を含む法人	地元漁民7人以上で構成される法人
----------------	------------------

合致する者がいない場合

地元漁協
(自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協)

(※)特区は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進のために措置されるものであり、5年以内に法の目的の達成度合い等を検証し、見直しが行われることとなっている。